



高額な医療費を支払った場合 (高額療養費)について

国保課 電話(32)6425

医療機関に支払った1カ月の自己負担額(保険外医療行為、差額ベッド代、食事代などを除く)が自己負担限度額を超えた場合、申請により超えた額が高額療養費として支給されます

●自己負担限度額について

自己負担限度額は年齢や収入状況に応じて決まります

*70歳未満 自己負担限度額(月額)

所得区分	1カ月の自己負担限度額(世帯単位)		
	旧ただし書き所得 ^{*1}	3回目まで	4回目以降 ^{*3}
上位所得 ^{*2}	901万円超	252,600円 + (医療費総額 - 842,000円) × 1%	140,100円
	600万円超901万円以下	167,400円 + (医療費総額 - 558,000円) × 1%	93,000円
一般	210万円超600万円以下	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1%	44,400円
	210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税		35,400円	24,600円

*70歳以上75歳未満 自己負担限度額(月額)

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
			4回目以降
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1%	44,400円
一般	12,000円	44,400円	
低所得者II	8,000円	24,600円	
低所得者I	8,000円	15,000円	

※1 国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得です

※2 所得の申告をしていない方がいるなど、世帯の総所得が確認できない場合は、【上位所得】として取り扱うこととなります

※3 同一世帯において、過去12カ月間に高額療養費の支給がすでに3回あった場合、4回目から軽減された限度額になります

●自己負担額の計算方法について

1カ月(1日~末日まで)ごとに次の通り計算します

70歳未満の方	同じ国保世帯の中の受診者について自己負担額を次の①~④に分け、21,000円以上となるものは合算します ①受診者ごと ②医療機関ごと(調剤分は、処方せんを発行した医療機関に合算) ③入院・通院ごと ④医科・歯科ごと
70歳以上75歳未満の方	金額に関係なく全ての自己負担額を合算します ただし、外来受診のみの場合は個人単位で計算します

●払戻しの手続きについて

- 支給通知の発送
 診療月の3カ月後をめどに通知します(申請書などを同封)。医療機関からの診療報酬明細書の提出状況によっては、通知が遅れる場合があります
- 申請方法
 郵送または国保課(市役所1階10番窓口)、勇払・のぞみ出張所窓口での申請
- 窓口申請の際に必要なもの
 保険証、領収書原本、世帯主の振込先口座番号が分かるもの
 ※郵送申請の場合、領収書原本は申請月の翌月をめどに支給決定通知書に同封し、お返しします

苦小牧市消防庁舎 移転について

消防本部・消防署機能を新開町2丁目へ移転します。消防本部については平成28年3月を予定しています

03 消防本部総務課 電話(32)67

道路維持課からのお知らせ

■放置自転車を回収します

駅に長期間置いたままの自転車を調査して、回収します。7月下旬に置かれていた全ての自転車を調査し、30日間保たない場合は、回収して3カ月間保管します。

■長期駐車自転車について

5月11日に移動し保管して

管してから処分しますので、自転車をお願いしたままの方は至急引き取ってください ※駐輪場を使用する際は、次のことを守りましょう ●長期間にわたり置かない ●順序良く倒れないように置く ●自転車以外の物は置かない

返還方法 所定の用紙で
 保管期間 8月11日(火)まで
 回収場所 苦小牧駅北口、青葉駅北・南、糸井駅北・南、錦岡駅、沼ノ端駅北口・南口、植苗駅

道路維持課 電話(73)5000

広告